

(公 印 省 略)
令和2年4月20日

指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 管理者 様

太田市長 清水 聖義
(長寿あんしん課・介護サービス課)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援等の臨時的な取扱いについて

平素より本市介護保険行政の円滑な運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援等の臨時的な取扱いにつきましては、既に3月13日付け事務連絡でお示ししているところではありますが、県内高齢者施設におけるクラスター（集団感染）の発生や、全国を対象とした緊急事態宣言の発令を受け、下記のとおり取扱いを一部変更いたしますので、周知いたします。

記

【変更箇所】

1. モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合、施設等により面会が謝絶されている場合、または感染拡大防止の観点から事業所の判断により訪問を中止した場合は、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし、電話やFAX等により利用者の状況把握に努めるとともに、その経過や内容について記録しておくこと。

参考：介護保険最新情報 Vol. 779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問11

《問い合わせ先》

長寿あんしん課いきがい推進係

TEL：0276-47-1829

介護サービス課介護サービス係

TEL：0276-47-1939